

■平成31年度 人事担当者のための精神・発達障がい者雇用アドバンス研修事業
企画提案公募に対する質問及び回答

Q	A
<p>研修を実施するに当たって、講師を研修講師に相応しい、系列会社社員に担当させるのは、再委託にあたりますか。広報及び、運営は全て弊社スタッフで運営、実施します。</p>	<p>研修講師を系列会社社員に担当させることは、仕様書9に記載する再委託にあたります。再委託については原則禁止としていますが、説明会等の実施にあたり、専門性等から一部を受託事業者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合には、同項の「再委託の承認」に基づき、府からの承認を得れば、再委託により実施することができます。その場合は、提案内容に明記してください。</p> <p>また、府からの承認については、再委託の相手方の商号又は名称、所在地及び代表者名、再委託の金額、業務内容、期間、理由について書面の提出が必要です。当該書面の提出があった場合、府で再委託の承認について審査のうえ、承認または不承認の決定をし、受注者に通知します。</p> <p>なお、この事業を目的として構成された共同企業体により企画提案することも可能であり、この場合は再委託に該当しませんが、公募要領に記載している必要な添付書類は当該共同企業体すべての構成員について提出が必要です。</p>